

とよさと

TOYOSATO ASSEMBLY

議会だより



岩倉川自然観察会

議会改革をめざし 新たな飛躍を

6月定例会

税条例の一部改正 可決	2p
議決の結果	4p
常任委員会の報告	5p
議会広報常任委員会	6p
8議員が一般質問	7p
江州音頭保存会	16p
手話教室 どんぐり		



江州音頭発祥の地

6月定例会

6月16日
～25日

税条例の一部改正 可決

原動機付自転車及び二輪車等

平成27年4月1日から原動機付自転車および二輪車等については、次のとおりとなります。

種 別		税率（年額）	
		改正前	改正後
原動機付自転車	50cc以下	1,000 円	2,000 円
	90cc以下(51cc～90cc)	1,200 円	2,000 円
	125cc以下(91cc～125cc)	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600 円	2,000 円
	その他のもの	4,700 円	5,800 円
軽二輪	250cc以下(126cc～250cc)	2,400 円	3,600 円
小型二輪自動車	250cc超	4,000 円	6,000 円

四輪以上及び三輪の軽自動車

- ① 平成26年度までに登録された四輪車等については現行の税率を適用します。
- ② 平成27年度以降に新車購入された四輪車等において、税率の引き上げを実施いたします。
- ③ グリーン化を進める観点から、初期登録から13年を経過した四輪車等については、新税率をさらに1.2倍した税率となります。

種 別				税率（年額）		
				①平成27年3月31日以前に登録	②平成27年4月1日以後に新車登録	③初期登録から13年経過した車両
軽自動車	3輪のもので、総排気量660cc以下のもの			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	4輪以上の もので、総 排気量660 cc以下のもの	乗用のもの	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物用のもの	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

農業委員会委員（議会推薦）

山口 則義氏



古川 傳次郎氏



大橋 健治氏



○ ○ ○ ○
6月定例会を6月16日から6月25日の会期で開催しました。
町長から提出された案件は20件（内訳は、専決処分6件、条例8件、補正予算2件、その他4件）でした。
一般質問は6月16日、8議員が行いました。
6月定例会最終日（6月25日）条例改正など議案20件を原案どおり可決し、閉会しました。
当初予算や補正予算など12件を委員会に付託しました。

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」 が支給されます

臨時福祉給付金

《対象者》

町民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき1万円

高齢基礎年金や児童扶養手当などの受給者は5千円加算

子育て世帯臨時特例給付金

《対象者》

平成26年1月分の

児童手当の受給者

※臨時福祉給付金の対象者や児童手当の所得制限限度額以上の方、生活保護受給者等は除く

子ども1人につき1万円

平成26年度

国民健康保険税課税限度額の改正・軽減措置の拡大

改正内容

① 課税限度額改正

介護分の最高限度額が12万円から14万円に、支援金分の最高限度額が14万円から16万円に引き上げになります。

変更前

	医療分税率	介護分税率	支援金分税率
所得割	5.8/100	2.0/100	2.6/100
資産割	21/100	6.0/100	8.0/100
均等割	21,000円	9,000円	8,000円
平等割	18,000円	6,000円	7,000円
最高限度額	510,000円	120,000円	140,000円



変更後

	医療分税率	介護分税率	支援金分税率
所得割	5.8/100	2.0/100	2.6/100
資産割	21/100	6.0/100	8.0/100
均等割	21,000円	9,000円	8,000円
平等割	18,000円	6,000円	7,000円
最高限度額	510,000円	140,000円	160,000円

② 軽減措置の拡大

低所得者に対する軽減措置の拡大のため、国民健康保険税の均等割額と平等割額の軽減を行っております5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の基準となる所得が引き上げられます。

(申請不要ですが所得税や住民税の申請をされていないと、軽減を適用することはできません。)

変更前

7割軽減	被保険者の総所得が33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下の世帯
2割軽減	33万円+(被保険者数×35万円)以下の世帯



変更後

7割軽減	被保険者の総所得が33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+(24.5万円×被保険者数)以下の世帯
2割軽減	33万円+(被保険者数×45万円)以下の世帯

議 決 の 結 果

○=賛成 ×=反対

平成26年6月 豊郷町議会定例会		議 員 名											結果	
		前田	西山	西澤博	鈴木	西澤き	西村	佐々木	-	河合	今村	北川		堀
議第25号	平成25年度滋賀県市町土地開発公社事業報告書および財務諸表の報告について	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告
議第26号	専決処分につき承認を求めることについて(豊郷町税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	×	○	○	○	—	○	×	○		可決
議第27号	専決処分につき承認を求めることについて(豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	×	○	○	○	—	○	×	○		可決
議第28号	専決処分につき承認を求めることについて(平成25年度豊郷町一般会計補正予算(第6号))	○	○	○	×	○	○	○	—	○	×	○		可決
議第29号	専決処分につき承認を求めることについて(平成25年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))	○	○	○	×	○	○	○	—	○	×	○		可決
議第30号	専決処分につき承認を求めることについて(平成25年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第5号))	○	○	○	×	○	○	○	—	○	×	○		可決
議第31号	専決処分につき承認を求めることについて(平成25年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第5号))	○	○	○	×	○	○	○	—	○	×	○		可決
議第32号	平成25年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		報告
議第33号	平成25年度豊郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		報告
議第34号	豊郷町税条例の一部を改正する条例案	○	○	○	×	○	○	○	—	○	×	○		可決
議第35号	豊郷町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○		可決
議第36号	豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案	○	○	○	×	○	○	○	—	○	×	○		可決
議第37号	豊郷町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案	○	○	○	×	○	○	○	—	○	×	○		可決
議第38号	豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○		可決
議第39号	豊郷町職員の配偶者同行休業に関する条例案	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○		可決
議第40号	豊郷町保健福祉基金条例案	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○		可決
議第41号	平成26年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○		否決
議第42号	平成26年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○		可決
議第43号	契約の締結につき議決を求めることについて(豊郷町民体育館改修工事)	○	○	○	×	○	○	○	—	○	×	○		可決
議第44号	豊郷町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○		可決

(議長は採決に加わらないため空白)

委員会の出欠状況

平成26年6月 豊郷町議会3常任委員会		議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		氏名	前田	西山	西澤博	鈴木	西澤き	西村	佐々木	-	河合	今村	北川	堀
出欠状況	予算決算常任委員会(6月18日)		出	出	出	出	出	出	出	—	出	出	出	出
	総務産業建設常任委員会(6月19日)		出	出	—	出	出	出	—	—	—	—	—	出
	文教民生常任委員会(6月20日)		—	—	出	—	—	—	出	—	出	出	出	—

注1 「出」は出席、「欠」は欠席です。

注2 委員会は、所属する委員のみ表しており、「—」は出席の必要はありません。

常任委員会の報告

総務産業建設常任委員会

6月18日

議第34号、豊郷町税条例の一部を改正する条例

案の質疑では、軽自動車の種別ごとの台数、第59条に基づき認定ことも園は、無料になるのかなどの質疑がされました。

討論なく、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

(可4―否1)

議第38号、豊郷町職員

の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案では、質疑・討論ともになく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

(可5―否0)

議第39号、豊郷町職員との配偶者同行休業に関する条例案の質疑では、職員で配偶者が海外に行っている者はあるのか等の

質疑がされました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

(可5―否0)

議第42号、平成26年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算の質疑では、

第2表「地方債の補正」の変更理由、工事請負費の事業内容の説明などの質疑がありました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

(可5―否0)

継続審査となつて

いる意見書第1号、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書(案)を委員6名出席のもと、慎重に審議を行いました。

日にちも経っていることから、再度、今村議員

より趣旨説明を求め、集団的自衛権について質疑を行いました。

質疑終了後、討論・採

文教民生常任委員会

6月19日

議第35号、豊郷町教育

委員設置条例の一部を改正する条例案質疑では、本会議で選任の基準は変わっていないとのことであるが、基準はどうか、選任人数に制限はあるのかなどの質疑がされました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

(可4―否0)

選任基準は変わつて

いないが、条例化したのみとのこと。選任人数に制限はあるのか。

現在の委員数11名で

学校教育、社会教育、学識経験、家庭教育の分野での代表で、15名以内となっております。

決と継続審査の意見があり、意見を集約した結果、継続審査とすることに決しました。

議第36号、豊郷町福祉

医療費助成条例の一部を改正する条例案の質疑では、質疑なく、反対討論があり、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

(可3―否1)

議第37号、豊郷町老人

福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案の質疑では、条例改正を町民に對しどのように周知するのか、窓口負担の減免などの活用はどうかなどの質疑がされました。

反対討論があり、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

(可3―否1)

議第40号、豊郷町福祉基金条例案の質疑では、歳入において、財保健康福祉活動の推進、目的、事例について、基金の処分は目的の方が良いのではないかと、要綱等を作成するのか、事業の運用は誰が行うのか、などの質疑

がされました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

(可4―否0)

予算決算常任委員会

6月20日

議第41号 平成26年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)において、総務企画課では、一般寄附金はどこから寄附されたのか、企画費の豊郷駅の修繕はどの様に行うのか、高野池の修繕内容を

保健福祉課では、社会福祉総務費の臨時福祉給付金の事業説明を、老人福祉費の高齢者住宅小規模改造事業補助金の件数と内容説明を、

医療保険課では、地域高齢者社会参加型推進等モデル事業の具体的な内容説明、運営主体はどこかなどについて、健康増進計画策定はどこに委託

するのか

産業振興課では、バスで豊郷小学校に多くの方が来られるので、もっと特産品等を販売する計画はどうか

人権政策課では、人権対策費の委託料の内容について、改良住宅管理費の委託料、移転補償費は

どのようなことか

教育委員会では、幼稚園の修繕内容はどうかなどについて質疑されました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

(可10―否0)

議会広報常任委員会

副委員長 鈴木べんいち

より読みやすい広報紙を

クリニックを受けて

諒・7月10日～11日

指摘事項について、具体的なレイアウトの例もあり、いろいろと学ぶ事多い研修会でした。この研修会で学んだ事を活かして、より読みやすい、住民のみなさんに読んでいただける議会広報紙づくりに頑張りたいと思います。

議会広報紙に対する皆さんの感想や御意見をお寄せ下さい。

第80回全国町村議会広報研修会が2014年7月10日、11日に東京で行われ、本町から議会広報常任委員会の6人が参加しました。

1日目は、「わかりやすい表現、表記のために」「議会広報紙の編集―読まれる議会広報紙・読まない議会広報紙―」の3講の講義がありました。

2日目は、議会広報クリニクがありました。

これは、各町が発行している議会広報紙をより読みやすく、読まれる広報紙にしていくなために、評価点や改善点などについて講師がチェックし、意見を述べるものです。

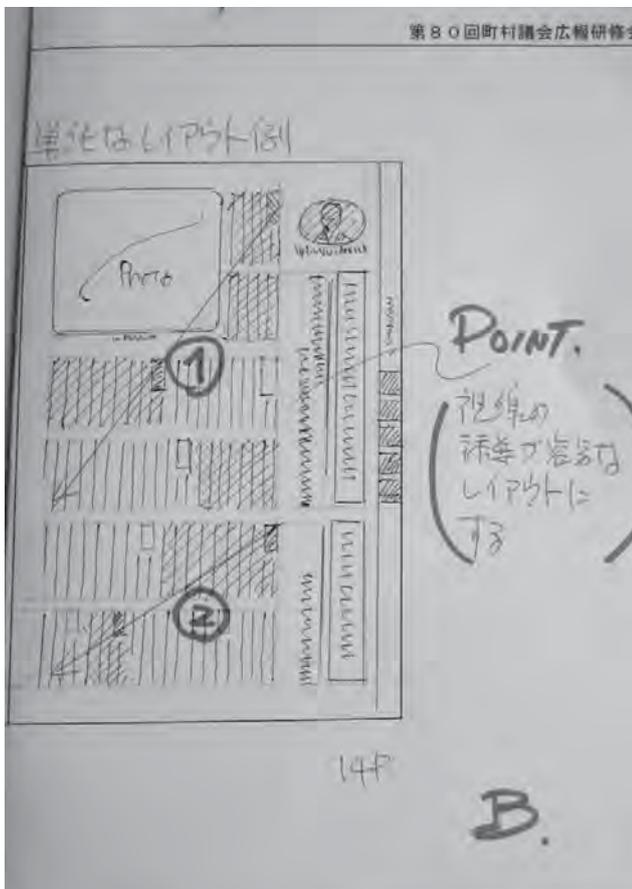
今年、本町の広報紙(第57号)もクリニックに応募したところ、第3分科会で他の8町(福島県や宮崎県など)の広報紙とともに、クリニックを受けることが出来ました。

① 予算紙面で図に説明文がない。
② 常任委員会の報告面で情報の内容を語るために必要な見出しが設定されていない。
③ 議員力向上の面では見出しの工夫が望まれる。



講義を聞く

クリニックの講師は、グラフィックデザイナーの長岡光弘氏でしたが、総合評価では、「本文の可読性に問題はなく、大きく表現されたタイトルと共に、ポイント色であるグリーンを巧みに用いて、紙面表現が施されている。縦6段組のレイアウトで、情報の違いで



クリニックのレイアウト例



ズバリ! 町政を問う

6月定例会一般質問

- 西澤 きよただ 議員
地域クーポンの発行を 8p
人口流出に対する施策は
- 北川 かずとし 議員
学力低下の取組を 9p
改良住宅譲渡の今後の計画は
- 西澤 博一 議員
定住する若者世帯の支援は 10p
教育、文化の振興を
- 河合 勇 議員
保険制度を問う 11p
- 鈴木 べんいち 議員
町民が納得出来る役場庁舎の改修を求める 12p
第4次豊郷町総合計画（前期）の評価、見直しを問う
- 西村 雄三 議員
「ポイ捨て及びゴミ処理の不法投棄」防止条例の制定を 13p
広域行政に向けての取組は
- 今村 恵美子 議員
「歌って元気になろう会」の“うたごえ喫茶”への町支援を 14p
- 西山 勝 議員
空き家等の適正管理に関する条例・助成金制度は 15p



西澤きよただ 議員

地域クーポンの発行を

地域経済の活性化に寄与したい

質問

昨年12月議会にて、「地域活性化に地域通貨の導入を」との質問をしたが、導入、運用方法、費用対効果などのことがあり困難であるとのことでした。そこで、国が最初の実施した地域振興券と同じ方法で、地域クーポンを発行し、地域の活性化を図ることで今回の消費税アップによる消費の落ち込みを少しでも改善されるかと考えるが。

町長

国が最初に地域振興券を

実施した方法で実施とのことですが、当時、対象は15歳未満の子どもや住民税が非課税の65歳以上の高齢者1人に対して2万円が支給されたもので、この効果に關しては本来使われるはずの現金が預金に回り、経済効果はほとんどなかったとの評価があるなど、否定的な意見も多くみられます。

地域クーポン券の発行については、商工会等地域一体となり積極的に動いていただいで、行政が協力して実施していくというのが、本当に効果がある問題であり、できたらそのような形で地域経済の活性化に寄与したいと思っている。



高島市地域クーポン券

人口流出に対する施策は

町、国の施策への取り組みが重要

質問

日本創生会議で発表された2040年の人口推計において、現在のペースで人口流出が続けば、将来、消滅する可能性があるという新聞報道がされた。資料を基に子供を産む中心の年齢である20代から30代の若年女性の数の試算で、甲良、多賀、竜王の3町の減少が大きいとのことである。人口の減少が大きいと、人口構造、地域の経済や町の施策に大きな影響が出てくると考えます。

そこで、次のことについてお尋ねします。
①現在取り組んでいる少子化対策の状況
②町の2040年における若年女性変化率と人口
③現在、流入人口が流出人口を上回っているのか

顕在化していないが、数年前には他市町と同様に減少していくと類推されるが、その時点で、この数値の目標はどの程度なのか
④ストップ少子化・地方元氣戦略の中で、国民の希望出生率の実現におき、国民の希望阻害要因の除去に取り組むとうたわれているが、その阻害要因の除去に対する施策、結婚、出産が早期化して、婚活事業を町全体で押し進めるなど、総合的な対策を講ずることによって、出生率の向上の期待ができるかと考えるかどうか。

町長
①現在、子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでいる。医療的支援

では、妊婦健診を受けるための助成券交付や新生児訪問、乳幼児検診、発達相談、予防接種、出産祝い金、出産一時金の交付、特定不妊治療への一部助成などを行っており、医療費助成施策として18歳の高校世代まで医療費を拡充して、子育て応援とあわせて定住促進に取り組んでいる。

②2040年推計人口は、6989人で351人、4.8%の減少が見込まれる。
③目標年次の平成30年度の人口は、7400人と見込まれている。
④施策はもちろんのこと、国の施策や社会経済構造等での取り組みが最重要であると考えている。

学力低下の取組を

集中力の持続や理解に対しサポートを

現実的な譲渡方針作成に向け取り組み

質問

毎年、学力テストが中学校で実施され、一部分の結果も公表されています。学力テストの結果では、秋田県、福井県とかが上位を占めていると聞いています。そこで、

①当町の中学校の学力の程度、ランクはどのくらいなのか
②学力向上のために、現在どのような指導を行っているのか
③現在の指導体制はどの

教育長

①4月22日に全国学力学習状況調査を実施しました。各小学校、中学校ともに採点をしているが、国の結果は8月末になることから答えできません。
②本町では小学校のときより標準学力調査を実施し、学校全体としての課題はもちろん、個々の課題についても、小学校のときから経年で分析をしながら課題の解決に当たっています。この調査結果の分析は、全国学力学習調査の分析と同様の結果がでておりますが、こうした内容をわが校の学力向上策としてまとめ、

質問

改良住宅譲渡に関して、定例会ごとに質問しています。今年3月31日に譲渡委員会が解散になりました。今日まで、行政から何の報告もなく、一向に行政の改良住宅譲渡に向けての方針、施策が見えてきません。
①あれから2カ月以上経過しているのに、方針、施策を書面にて提示されたい。
②期限も迫っていることから、改良住宅譲渡問題を早急に解決すべき問題であると考えているが、いつまでこの問題を抱え込んでいるのか。
町長、担当課長答弁を。

人権政策課長

町全体の譲渡的方法、一斉譲渡、分離方法等も視野に入れながら、これで行くんだというような方法を検討していきたい。

他に次の質問をしました。
①庁舎の増改築の進捗状況はどうか
②現在のランチルームの活用は

再質問

譲渡に対していろいろな方向から向かっていけば回答が見えてくると思います。壁1枚で隔てている改良住宅、一気に全部やるつもりでも無理なことだと思つ。分離型を先に協力していただき、取



北川かずとし 議員

町の指導主事等も招聘しながら、基礎の時間の設定や少人数指導の充実、特別支援教育の視点も取り入れた授業改善に取り組むとともに、各小中で家庭学習の手引きを作成し、保護者にも説明をしながら、家庭学習の充実にも取り組んでいます。
③現在の指導体制につきましても、少人数指導加配の2名を活用した少人数指導はもちろん、児童・生徒支援加配教員や町費講師が授業に入り、子どもの授業に対する集中力の持続や理解に対するサポートをしながら、学力の向上を図っている。

人権政策課長

①過日の全員協議会で書面提示とともに説



改良住宅

ズバリ!

町政を問う



西澤 博一 議員

定住する若者世帯の支援は

来年度、政策として 提言したい

質問 定住する若者世帯の支援で、

安心して生活できる環境の確保と快適で魅力あるまちづくりを図るため町として定住する若者に対して、行政は何ができるのか。また、若者世帯が定住することにより人口増加と定住化をより一層促進するためには、どのような政策が必要か答弁を求め。

副町長

医療面においては、妊婦検診、新生児訪問、乳幼児検診、発達相談、予防接種など取り組み、出産育児の一時金交付、特定不妊治療への助成等を行っている。10月からは、18歳までの高校世代までの

医療費の無料化の拡大、小児科医師・看護師対策、また、若者世帯の施策として、特に医療、福祉、環境整備の支援の充実と女性に考慮した支援が大切であると考えている。

再質問

①犬上3町、愛荘町で政策の企画立案を行うことは

②住宅を取得したときの支援・賃貸住宅の家賃支援・固定資産税減免は

副町長

現在、定住自立圏構想の中で作成しているところであり、見直しを進めているところがございます。

再々質問

支援策の提案を9月議会に提出しては

副町長

財政、医療、福祉、教育あるいは、観光、産業振興の問題で見つめ直す中、来年度に向けて政策として提言をしたいと思う。

質問

教育委員制度の改革をめぐる議論が国会で行われ、2015年4月導入を見込み、本町においても、教育委員長、教育長、町長が協議する総合教育会議の設置を立ち上げ、学力の向上、学術、文化等をテーマとして議論を行うことは

教育長

どうか、答弁を求め。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案が提出され、町長と教育委員会が相互に連携を図りながら教育に関する重要な課題を検討するため、今後総

教育、文化の振興を

総合教育会議を設置する

合教育会議を設置することになります。教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長との連携の強化をこれからも図って行きたい。



豊郷町教育委員会事務局

国民健康保険制度を問う

社会保険庁の情報の共有を検討する

質問

健康保険制度について、住民

周知の状況と切り替え手続きが必要な人たちの確認状況、考え方を次の3点について尋ねます。
①行政として住民への周知はどのように行っているのか。
②社会保険を離れた人の確認は、どのように行われているのか。
③長期にわたって社会保険から国民健康保険へ切り替え手続きを行わな



河合 勇 議員

かった場合に、国民健康保険税をどのようにしているのか、また滞納との関係はどうか。

医療保険課長

①事業所
または退

職者本人に向けて国民健康保険の資格届出に係るチラシを国保連合会にて配布しており、事業所より国保加入への手続きに対して指導をしていた、だいている。町も広報誌、ホームページにてお知らせをしている。

税務課長

③資格取得の
時期は、国民

健康保険法第7条の規定により、退職日の翌日とされており、届出が遅れて未保険期間が長期の場合、課税金額が高額となる場合がある。

再質問

住民にどのような方法で啓

発活動をしているのか。今年の4月から70歳からの国民健康保険の自己負担が1割から2割に引き上げられました。町広報誌での1回の掲載で十分と考えているのか。

医療保険課長

国保連合
会からの

チラシは、会社を辞められて保険証を返還される時に、次は国保に加入してくださいと、辞められる方に指導をしていただきために配慮している。切れ目のない社会保険から国保への移行をお願いしたいと考えている。また、国保加入に来られた場合には、会社を何日に辞められたことがわかる離職証明書なり、その企業に電話で聞いてよいか確認し、問い合わせをしている。

税務課長

加入の時期
について、誤

解があつたりすると思うが、極めて分かり易く説明をしております。啓発については、広報誌やホームページに掲載しているが、今後ますます徹底していきたいと思います。

再々質問

彦根社会保険
事務所が所管

する管内住民の保険資格の異動情報について、管内市町と情報共有できるようにして、後々、住民が困らないよう今後の制度を考えてはどうか。

医療保険課長

社会保険
事務所の

異動状況の共有について、一度調べ活用できるかどうか検討していく。

②社会保険を離れた方の確認については、届出がないと把握ができない状況にもあり、現在国保連合会と協議しているところ。③国民皆保険の観点から、社会保険をやめられた翌日からは、国民健康

保険の被保険者になることから、その時点から国保税が発生すると考えている。

国保加入のチラシ

高齢者の方の1割から2割の該当になる方に高齢受給者証を発行し、その時にこういう状況ですという通知をしている。把握はしていません。

ズバリ!

町政を問う



鈴木べんいち 議員

役場庁舎の「増改築」

予算は今より増えるのか？

提出資料より当然高くなっている

質問 3月議会で町民への説明を求めたところ、「ホームページしかり、概略図面等も置いて、お知らせしたい」との事だったが、どう対応したのか。

町長 これまでの経過について現在、構成中で、終わり次第、ちよつと説明が不足していた分、しっかりと町民の皆さん方にお知らせをして予算化した。

質問 「実際の見積もり、素材や構造などを細かく書き込んだ」実施設計に基づく積算根拠がなければ、工事費の算出はできないが、

実施設計が出来上がったのはいつか。

実施設計が出来上がったのはいつか。

総務企画課長

3月28日です。

質問

では、3月、議会に説明があった予算額は、概算額だったのか。説明があつたのが概算額であれば、最終的な予算は当然変わってくるが。

総務企画課長

説明した予算額は、

庁舎増改築事業の計画概要を作成した時の基本となる額を説明した。

実施設計書は出来上がっており、提出した資料より当然高くなっている。

。実際額については、先程提出した資料（あらかじめ、約7億1000万円と説明があつた予算額の根拠となる資料の提出を求めていた。）とは、金額は異なっている。

町長

金額は刻々と変化する。概算でもコロナと変わって

質問

役場庁舎設計委託業務の入札が執行されたのは10月の26日になっている当初予算に計上しておきながら、非常に遅くなっているが、何故か。「豊栄のさと」大規模改修設計委託業務は、同じように当初

総務企画課長

ちよつと私も最初の時の記憶がないので。

経過を今、説明できる根拠はありません。入札が10月に行われたのは事実ですが、遅れたことについては、ちよつと今、私の方では。

質問

議会に最初の案のは12月6日だった。つまり、最初の案は1ヶ月足らずで出来上がったことになる。そんなに早くできるのかどうか分からないが、最初の案が役場に届けられたのはいつか。

総務企画課長

設計の途中段階で、あくまで設計士さんの参考資料という形で、11月末に。

質問

「計画案」に基づく維持費（光熱水費）はいくらになるか。

総務企画課長

あくまでも試算ですが、年間の見込みとして880万円を見込んでいます。

なお、その他に「第4次豊郷町総合計画（前期）の評価、見直し」について質問しました。



豊郷町役場庁舎

不法投棄防止条例の制定を

広域行政に向けての取組は

住民に啓発を進める

現段階では考えていない

質問

ポイ捨て及びゴミ処理の不法投棄防止条例の制度を設定すべきと思います。毎年「散在性ゴミのないさわやかな町豊郷」街なみクリーン作戦を当町で実施され、多くの住民又関係諸団体及び地元企業の方も参加されて実施されています。私も毎年参加させて頂いていて強く感じるのですが、ゴミ捨て禁止条例を制定する必

要を思います。

参加して解るのですが、随分タバコの吸い殻並びにペットボトル、ひごいのは川をゴミ捨て場と勘違いして大量のゴミが捨ててあるのを見て皆で拾っています。こんな事をするのは条例ではつきりと違反として取締り、罰金制度を制定すべきです。ゴミ拾いも大変大切ですが、当条例を制定してゴミを捨てさせない事の方がもっと大切だと思いません。

それ故に早急に条例制定して明るい清潔な町を造る方が重要と思ひ、当制度を強く求めます。

住民生活課長

提言につきましては1つの方法と考えます

が、ポイ捨て等は個人住民1人1人のモラルが大切です。

全町的に環境美化の意識の高揚を図って行く事が最重要と考え、不法投棄やポイ捨て等の禁止看板の設置、又広報による啓発やポイ捨ての監視体制の強化などを進めていきたい。

町長

啓蒙、啓発を図って常日頃から周辺環境をきれいに1番大切に

質問

1市4町の定住自立圏構想もようやく前進しているように感じられ、当該市町に恩恵があるように思います。

今後ますます1市4町が同じ方向を向いて住民の皆様の利便性、生活環境の向上、並びに当該地域の生きがい向上を更に向上すべく1市4町が1つの行政区になって行くべきです。

町長

定住自立圏形成において関係住民が日常生活を共有している実態を踏まえ、連携を強化する必要性と構成市町の独立性を互いに尊重しながら、共通課題の解決と活性化に向けて様々な課題に取り組んでいる。

再質問

定住自立圏をやっている事の意味は、大きな目的をして行こうという意味と感ずる。

町長

議員の皆様方、で議論が盛り上がり、住民の皆様方の意識が高まれば話は出ようかと。



西村 雄三 議員



不法投棄啓発看板

ズバリ!

町政を問う

合併論議については提案する事は議会軽視、町

”うたごえ喫茶”への町支援を



今村 恵美子 議員

要望には応えられない

の理解をうかがいます。

町長

私は、けいおんを厚遇したことは無いです。サークルの方が自分達で運ぶということで使用をさせていると聞いています。できたら講堂を使って下さい。

質問

旧豊小二階教室を使って月1回開催している「うたごえ喫茶」は、この二年間で参加延べ人数が千人を超えています。去る、2月25日に、この会のスタッフや参加者の皆さんが町長あてに机、椅子等の備品整備を求める要望書を提出しました。このうたごえ喫茶は、町の使用料条例に沿って使用料を払って開催しています。当然、町は、必要な備品については用意するのが当たり前ですが、未だに対応しないのはなぜか。町長所見をうかがいます。

化活動として大きく貢献し、高齢者の方々の健康と生きがい増進につながっています。この事について町の見解をうかがいます。

教育次長

旧校舎群の貸し出し使用については、借用希望者に机、椅子を運んでいただく条件で利用させていただいています。要望の備品の増設については考えていません。うたごえ喫茶の文化活動は大変結構なことと存じます。

再質問

うたごえ喫茶のスタッフは、一階の会議室の重たい机や講堂の舞台裏から椅子

を毎回運んでいます。そこで、町に軽いスチール製の古い机はないですか

と聞きましたが、古い机は処分しないという返事でした。しかし、けい



うたごえ喫茶

おん、愛好家のサイトに同じ旧豊小の2階で別の教室を借りた写真には、軽いスチール製の机と椅子が写っています。町長は、3階の教室をけいおん愛好家には無料で自由に使用しています。現在、3階の部屋には、この方々の私物が一杯置いてあります。又、町が今年企画している「全国アニメサミット」には町民の血税200万円が予算化されています。うたごえ喫茶の参加者は、月一回を楽しみにして歌うことで元気になると町内外から来ています。自主的な町民のグループとけいおんとの対応は不公平ではないですか。町長

町長

別に意地悪しているわけではありません。お互いに了解のうえで使用されていると聞いています。

空き家等の管理に関する条例・助成金制度は

町条例等の整備が生じているのでは

質問

核家族化・高齢化の進行とともに、老朽危険空き家の半倒壊や樹木・雑草が生い茂り、管理不十分で近隣や通行人に危険な状態であったり、不審者が容易に侵入でき、火災・犯罪の発生が心配な空き家が各集落で増加しているのが現状です。



西山 勝 議員

さらに、人口減少が加速し、自治体消滅の危機にさらされるという新聞記事、そうした中で生活環境・安心・安全なまちづくりを、地域の活性化をすすめるために、空き家等を所有者が適切に管理する責務や、町としての調査・指導・助言・勧告・命令等についての規程を盛り込んだ「空き家等の適正な管理に関する条例」を考えるべきではないかと思えます。

管理不全状態の解消のために、樹木の伐採・植木の剪定・雑草刈り等に助成金制度を設けることなど、私有財産の問題があり解決には困難が伴うが、町としての対策は考えておられるのか答弁を求めます。

総務企画課長

昨年9月に各字区に調査報告から、倒壊の危険性、周辺等への影響があると回答された10軒の空き家については、法務局にて登記事項記載証明書で所有者の確認を行

ふじみ野市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)
第1条 この条例は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。

(2) 管理不全な状態 老朽化が著しい建物で倒壊や建築材等の飛散のおそれのある危険な状態、不特定者の侵入による火災及び犯罪を誘発するおそれのある状態又は敷地内の草木が著しく繁茂し、除枝又は除草が必要な状態をいう。

：

(その他)
第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

ふじみ野市空き家等の適正管理に関する条例

い、所有者に対し安全措置を講じ適正に管理をするよう通知文書とともに、現状写真を添付し、本年2月に通知を行いました。又、固定資産税の裏面に、老朽化して十分な管理がされていない空き家が保安面・衛生面から社会問題となっており、納税者・所有者の方に注意喚起を行ったところでは、最も重点項目として、空き家対策における市町村の権限、責任の明確化を

今年度と同様平成27年度予算算、政策に関する要望及び国への政策提言について引き続き要望していきます。

特別措置法案が国会に提出の見込みと聞いており、今後の状況を注視するなかで、町条例等の整備が生じてくるのではな

再質問

町として空き家が何軒か、危険な建物が何軒あるのか、

台帳は作成されているか、また固定資産税が建家を撤去し樹木等を整地して更地になると6倍になるのも要因であるかと思いますがどうなのか。単独世帯や高齢者夫婦の世帯が増加しているが町として安心、安全なまちづくりとして一万円ほどの助成金をされ、環境保全に力をいれたらどうか。

総務企画課長

手づくり台帳形式で途中、更地になると3分の1、6分の1の枠がなくなり、税金が高くなるのが現在の制度です。助成金については、少し状況を見ながら考えてゆきたいと思っています。

ズバリ!

町政を問う

音頭取りと踊り手がひとつとなり

発祥の地 江州音頭保存会

私たち「発祥の地 江州音頭保存会」では、音頭取りと踊り手がひとつとなり、毎月豊栄のさとで練習に励んでいます。また、近隣や県外での活動も多く、招待があれば進んで参加させていただき、江州音頭発祥の地をアピールしながら、その保存と普及に努めています。

去る、6月22日(日)午後1時より、豊栄のさとにおきまして、滋賀県江州音頭普及会の主催のもと、江州音頭フェスタが開催されました。

参加の子どもたちによる音頭「豊郷自慢」でスタート。近江商人の故郷に思いを馳せ、江州音頭発祥の地である豊郷を歌うこの音頭を子供たちは力強く披露してくれました。

その後、江州音頭のフレッシュなチームであるニュースターによる音頭が披露され、会場を盛り上げてくれました。

皆さんもぜひ保存会にご参加ください。心よりお待ちしております。

代表 清水 重留



活躍の場を広げ、頑張りたい

手話教室「どんぐり」

手話教室は、最初豊栄のさとで、5・6人が豊郷町の聾啞(ろうあ)の先生に習い始めたのがきっかけで、手話の勉強と、手話ダンスを習い、色々な歌や踊り、勉強や交流会と活躍してきましたが、五年ほど経って場所を隣保館に移し、早や六年が経ちました。

豊郷の先生、彦根の先生と手話ダンスの先生、次々と仕事の都合で来られなくなつたなか、幸いにも豊郷町で仕事をなされておられる、聾啞(ろうあ)の栄養士さんを紹介されました。手話で料理の勉強を習うのも楽しみの

一つです。又、この教室から手話通訳の資格を取られた方がいることを誇りに思います。

現在新人さんが2人増えました。先生も2人で、二週ずつ教えていただきますが、先生の勉強方法も違いますので、できるだけ休まずに出席できるように頑張っています。

総勢13人で、教室は随分手狭になってきました。手話教室「どんぐり」がずっと続けられるよう会員一同勉強に励み、活躍の場を広げ頑張っていきたいと思っております。

代表 前田 美鶴



編集後記

毎日暑い日が続いておりますが、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

さて、今年も8月7日に立秋を迎えました。時候のあいさつとしては「残暑」という言葉を使うことにはなりましたが、暦の上では、この日が暑さの頂点となるとされています。

年々、暑さが増しエアコンの設定温度も低くしがちになりますが、電力にも限りがあります。今年も今一度節電を心がけ、自然の風や打ち水などに涼を求めることも必要ではないでしょうか。

そろそろ江州音頭の音色がどこからとなく聞こえて参ります。皆様におかれましても本町が発祥の地の夏の風物詩「江州音頭」にぜひ参加いただき、今年の夏の1ページとしていただきたいと存じます。

前田 広幸

広報常任委員会

- 委員長 西澤 博一
- 副委員長 鈴木 木べんいち
- 委員 佐々木 康雄
- 西澤 きたただ
- 北川 かずとし
- 前田 広幸